



登録の手順が不明な方はお気軽に事務局にお尋ねください。

vol.40



# 互助会新年会は盛会裏に終了！ 会場：にんじん湯（新鶴）



令和6年1月24日(水)11時より渡部副会長の開会のことばで始まり、大堀互助会長のあいさつではインボイス制度やフリーランス法への対応課題が提起されました。

ひき続きご来賓の会津美里町長 杉山純一様、福島県議会議員 山内長様からごあいさつを賜りました。

豪華な御膳に温泉、カラオケで盛り上がり普段はあまり話したことがない方との交流が深まったりと、4年ぶりの新年会は盛会裏に終了しました。



## 2月♥ミセス倶楽部「文殊祭見学」

シルボンヌの皆さん！  
ミセス倶楽部に参加しませんか？  
ミセス倶楽部では、楽しい催物を企画しています。



日時：2月25日（日）  
10：30～

場所：文殊祭見学後ランチ  
（日曜につき「あやめ荘」は休館）



## 「フリーランス法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係を見直します



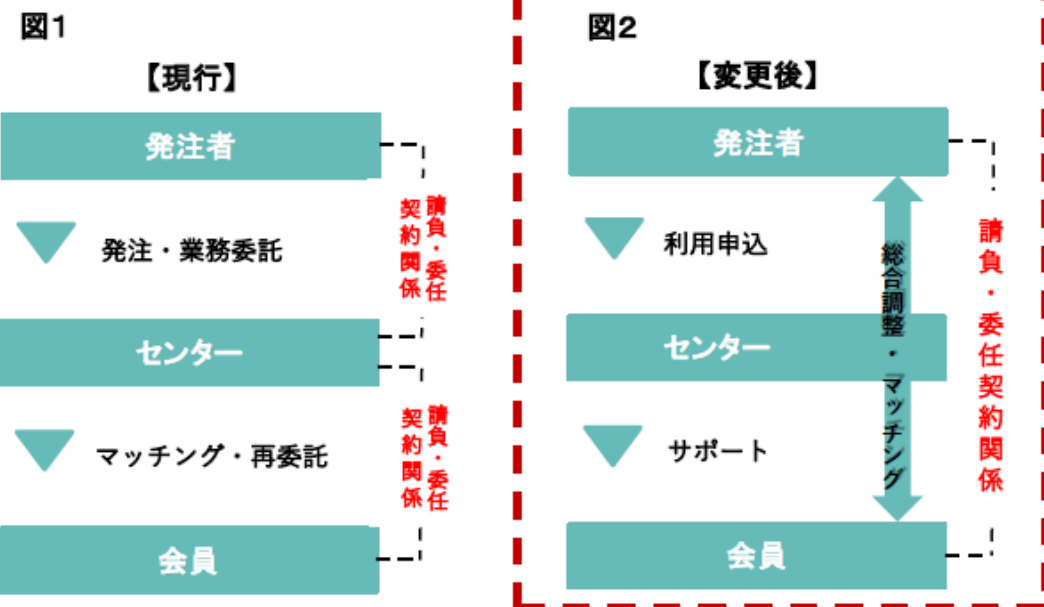
令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、また、フリーランス法の施行（令和6年秋を予定）を見据え、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造になっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

### ■ 見直しのイメージ



### ※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

## 契約変更の見直しによる現行との変更点

### ① 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、実務面では現在と変わるところはありません。センターは現在と同じように発注者と会員の間に入り調整を行い対応しますので、今までどおり安心して仕事についてください。

### ② 業務仕様書への同意

今後は原則として就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示しします。（口頭説明含む）そのうえで、当該業務をうけるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。



### ③ デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのためセンターでは「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、できるだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いする予定です。

### ④ 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

